

羽曳野市幼保連携型認定こども園  
設置運営事業者募集要項  
【令和９年４月開園予定】

令和７年７月

羽曳野市こどもえがお部こども保育課

## 1 目的

本市では、令和7年度から5年間を計画期間とする第3期はびきのこども夢プランにおいて、今後の保育ニーズの高まり等から、多様化する子育てニーズに確実に応え、かつ待機児童ゼロを継続していくため、既存園を再編・統合し、民設民営による（仮称）第4こども園（令和10年4月1日開園予定）を整備する他、民間活力の活用を軸とした必要な受け皿の整備を図ることとしています。そのようなことから、新たな教育・保育施設を設置運営する事業者を募集するものです。

## 2 募集概要

以下の条件を満たす施設の設置及び運営

### （1）施設種別

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）

### （2）定員・規模

定員114人を基本とする認定こども園1園

### （3）開園年月日

令和9年4月1日

### （4）施設の位置

次のいずれかとする。

①（旧）羽曳野市立恵我之荘幼稚園 跡地（羽曳野市南恵我之荘6丁目14番11号）

②（旧）羽曳野市立丹比幼稚園 跡地（羽曳野市郡戸255番1）

③事業者の自己所有地、借用地、購入または借用予定地

※①、②：選定された事業者に対し、市から有償で譲渡する。なお、事業者において、既存園舎等を除却し、新たな園舎を整備するものとする。物件の詳細については、「物件明細①(旧)羽曳野市立恵我之荘幼稚園」「物件明細②(旧)羽曳野市立丹比幼稚園」参照。

※③：次の想定エリアを原則とし、他の保育施設と適切な距離を保つこと。

■想定エリア（高鷺地区、埴生地区、丹比地区）



(5) 施設の条件等

「別紙：募集施設の条件等」を満たすこと。

### 3 応募資格・条件

次の条件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ①私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人または社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であって、令和 7 年 8 月 1 日現在、認可保育所、認定こども園または幼稚園を現に運営し、いずれかの運営期間が通算 3 年以上である者。
  - ②令和 7 年 8 月 1 日現在、認可保育所または認定こども園を現に運営し、いずれかの運営期間が通算 3 年以上である者、若しくは、認可外保育施設または地域型保育事業（家庭的保育、居宅訪問型保育を除く）を現に運営し、いずれかの運営期間が通算 5 年以上である者が新設する学校法人または社会福祉法人。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (5) 事業者及びその代表者に国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む。）が羽曳野市暴力団排除条例（平成 24 年羽曳野市条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (7) 事業者、代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む。）が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (8) 応募日時点において、羽曳野市の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。また、国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けている者でないこと。
- (9) 直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む事業者の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。
- (10) 事業者または事業者が運営する施設について、過去 3 年間に於いて法令に基づく改善の命令、事業停止等の処分を受けていないこと。また直近に実施された官庁の監査、指導検査等において重要な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合を除く。
- (11) 資金計画及び事業計画が確実であること。
- (12) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費（認定こども園の運営費）の概ね 1 ヶ月以上に相当する資金を普通預金等に保有していること。
- (13) 教育・保育に熱意と理解を持ち、本市の行う教育・保育行政に積極的に協力を行うこと。

## 4 運営経費に関する条件等

### (1) 施設型給付費

- ①国の示す公定価格による。(地域区分 12/100)
- ②人員の配置及び実施状況等に応じて加算する。

### (2) 運営費補助

保育施設の運営に要する費用に対する補助金については、「羽曳野市民間保育施設等運営費補助金交付要綱」の定めるところによる。このほか、延長保育事業、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）、病児保育事業（体調不良児対応型）に対する補助金については、国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に準じる。

## 5 整備補助金に関する条件等

- (1) 本事業は、「就学前教育・保育施設整備補助金（以下、「国補助金」という。）」の事業採択を前提としており、整備費等については、国補助金を受けられる場合にその交付要綱に基づき市の負担分も含めて補助を行う。ただし、補助金額については、予算の範囲内とする。
- (2) 整備補助金の交付を受けようとする場合、整備補助金の内示通知があるまで、工事着手は認められない。なお、新設法人の場合、交付決定までに法人を設立する必要があるため、法人の認可スケジュール等に留意すること。
- (3) 補助事業により整備した施設を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがある。
- (4) 補助金額は、内示額（交付決定額）を上限とする。
- (5) 整備費補助金の交付時期は、実績報告後となる。

## 6 スケジュール

| 内 容                                | 日 程                                |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 募集要項等の配布                           | 令和7年7月18日（金）午前9時～                  |
| 現地見学会参加申込                          | 令和7年7月18日（金）午前9時～<br>7月25日（金）午後5時  |
| 現地見学会                              | 令和7年7月31日（木）<br>（予備日：令和7年8月1日（金））  |
| 質問受付                               | 令和7年8月1日（金）午前9時～<br>8月8日（金）午後5時    |
| 質問に対する回答                           | 令和7年8月18日（月）正午                     |
| 応募書類提出                             | 令和7年8月19日（火）午前9時～<br>8月29日（金）午後5時  |
| 審査結果通知（一次審査）                       | 令和7年9月中旬                           |
| プレゼンテーション・ヒアリング審査                  | 令和7年9月26日（金）<br>（予備日：令和7年9月29日（月）） |
| 事業者決定                              | 令和7年10月1日（水）                       |
| 土地売買代金の支払い・事業用地の引渡し<br>※市有地活用の場合のみ | 令和7年10～11月                         |
| 認可申請                               | 令和8年11月頃                           |
| 開園                                 | 令和9年4月1日                           |

※施設整備及び開園準備に係る手続き（認可申請含む。）は全て事業者において行うこと。

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

## 7 応募手続き等

### (1) 募集要項等の配布

本市ウェブサイトにて募集要項、様式等を掲載しているため、ダウンロードして使用すること。

掲載期間：令和7年7月18日（金）午前9時～

掲載ページアドレス：

<<https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/kodomoegao/kodomohoiku/16926.html>>

### (2) 現地見学会

事業用地（建物を含む）の現地見学会を実施するので、希望する事業者は、「現地見学会参加申込書（様式第16号）」を提出すること。

|        |                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施日時   | 令和7年7月31日（木）午前9時～午後5時半（予定）雨天決行<br>（予備日：令和7年8月1日（金）午前9時～午後5時半）                                                                                                                                                               |
| 集合場所   | 見学を希望する現地<br>※2箇所希望の場合は、別途連絡。                                                                                                                                                                                               |
| 申込受付期間 | 令和7年7月18日（金）午前9時から7月25日（金）午後5時まで                                                                                                                                                                                            |
| 受付方法   | 電子メール（タイトルは「現地見学会参加申込」とすること。）<br>< <a href="mailto:kodomohoiku@city.habikino.lg.jp">kodomohoiku@city.habikino.lg.jp</a> >                                                                                                   |
| 備考     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地見学会に参加を希望する事業者は、事前申込みが必要である。</li> <li>・1事業者あたり1箇所30分程度を予定している。</li> <li>・現地見学の時間を連絡するので、指定された時間内で見学すること。</li> <li>・参加者は、1事業者につき5名以内とする。</li> <li>・現地見学会での質疑応答は一切受付しない。</li> </ul> |

### (3) 質問書の受付

質問がある事業者は、「質問書（様式第17号）」を提出すること。なお、物件明細に問い合わせ先の記載がある項目に関しては、直接担当課へ問い合わせること。

|          |                                                                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問受付期間   | 令和7年8月1日（金）午前9時から8月8日（金）午後5時まで                                                                                                                           |
| 提出方法     | 電子メール（タイトルは「質問書」とすること。）<br>< <a href="mailto:kodomohoiku@city.habikino.lg.jp">kodomohoiku@city.habikino.lg.jp</a> >                                      |
| 質問への回答方法 | 令和7年8月18日（月）正午より本市ウェブサイトにて公表する。<br>なお、質問者名は公表しない。                                                                                                        |
| 備考       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査・選定基準に関する質問は一切受け付けない。</li> <li>・必ず電話にて到着確認を行うこと。</li> <li>・公表した回答を事業者が確認しないことによる不利益について、本市は責任を負わない。</li> </ul> |

### (4) 応募書類等の受付

#### ①提出書類

| 提出書類／様式                | 部数                   | 提出期間                                             |
|------------------------|----------------------|--------------------------------------------------|
| 別紙「提出書類一覧表」（様式第2号）のとおり | 正本(原本)1部<br>副本(写し)5部 | 令和7年8月19日（火）から8月29日（金）まで<br>（受付：期間中の平日午前9時～午後5時） |

応募書類を提出する事業者は、上記期間中に電話で連絡の上、提出書類を直接持参すること。

②受付場所：羽曳野市役所こどもえがお部こども保育課（本館1階1番窓口）

③留意事項

（ア）書類については、両面印刷可とし、1部ずつ A4 ファイルに綴じ、提出番号を記入したインデックス等で表示すること。提出書類等はデータファイル（ワード、エクセル、PDF）でも提出すること。なお、データ提出にあたっては CD にて提出すること。

（イ）正本については、必要に応じて原本証明を付すこと。

（ウ）副本については、審査に利用する関係上、提案事業者名等が特定される情報の使用は控えること。（当該箇所を黒塗りするなどの対応をすること。）

（エ）新設法人の場合は、「〇〇設立準備会」等で応募すること。

（5）応募に係る留意事項

①応募に関して要した資料作成に係る経費については、全て事業者の負担とする。また提出書類等については、審査・選定後も返却しない。

②本市による指示以外で書類提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

③提出された書類は、提出した者に無断で選定に係る審査以外には利用しない。

④市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

⑤企画提案書の提出は1者につき1案とする。

⑥提出書類に対し、羽曳野市情報公開条例第6条第1項に基づく請求書が提出された場合には、最優秀提案事業者の選定が完了した後において、その全部または一部を請求者に公開することがある。

## 8 事業者の選定

（1）選定方法

①最優秀提案事業者の選定は、「（2）審査基準」に基づき事務局及び幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価を踏まえ実施する。

■一次審査：事業者評価とし、事務局が応募書類をもとに参加資格の確認及び審査を行う。

■二次審査：応募申込書等評価とし、選定委員会が応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行う。

②一次審査として、事業者評価の結果について、令和7年9月中旬に事業者に通知する。なお、応募事業者が多数の場合は、選定委員会により応募書類に基づく書類審査を実施し、プレゼンテーション・ヒアリング審査の参加事業者を決定することがある。

③選定にあたっては、最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者を最優秀提案者として決定し、次に得点の高かった者を、次点の提案者として決定する。得点と同じ場合は、選定委員長が決定する。なお、提案者が1者の場合も選定を行う。

（2）審査基準

別紙「幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定審査基準」のとおり

（3）プレゼンテーション・ヒアリング審査

①プレゼンテーションは、提案書をもととして本事業に係る提案や事業実施体制等の内容の説明を

行うこと。

- ②プレゼンテーションには、本事業の責任者、施設長予定者、会計担当者等が出席（最大3名）すること。
- ③プレゼンテーションの日程は令和7年9月26日（金）または9月29日（月）とし、場所その他の詳細については、参加資格審査の通過者に電子メールで通知する。
- ④プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは市が用意する。その他必要機器については、提案者において用意すること。
- ⑤プレゼンテーション及び委員からのヒアリングの時間は1者あたり合計50分程度（プレゼン30分、ヒアリング20分を見込む。）を予定しているが、詳細は別途通知する。
- ⑥プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加しない場合は、審査の対象としない。

#### （4）選定結果の通知・公表

選定結果については、令和7年10月1日（水）にプレゼンテーション・ヒアリング審査参加者に電子メールにより通知する。

#### （5）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥企画提案書を提出しなかった場合
- ⑦プレゼンテーション実施時に、正当な理由なく欠席した場合

#### （6）その他

プレゼンテーション・ヒアリング審査及び選定委員会は非公開とする。

#### （7）留意事項

- ①他の応募事業者の応募内容に関する問合せについては、直接または間接の如何を問わず一切応じない。
- ②審査結果については、本市ウェブサイトで公表する。
- ③本市及び選定委員会は、一切の異議申し立てには応じない。
- ④決定した事業者が失格になった場合、次点の事業者を繰り上げて決定することがある。

## 9 その他

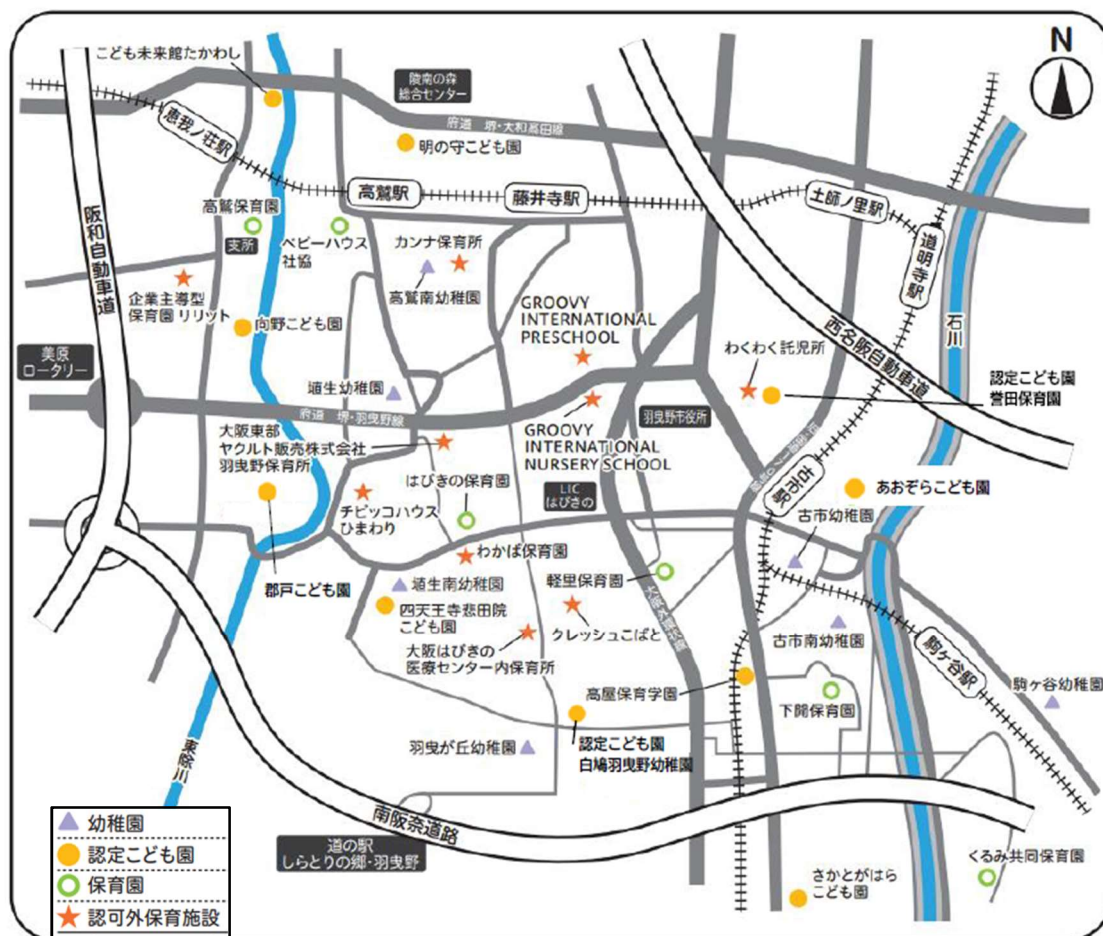
- （1）応募するにあたっては、現地（事業用地）を確認の上、整備計画、資金計画、運営計画等を考慮し、事業者での理事会等において施設整備の承認を受けておくこと。
- （2）応募申込書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第18号）により、令和7年9月25日（木）までに事務局へ持参すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- （3）選定された事業者は、本市の承諾なしに本事業を中止できないものとする。



- (4) 本事業の事業者が決定した時は、事業者が本市で運営する既設の認定こども園等を廃止しないこと。
- (5) 選定された事業者の計画内容の変更は原則認めない。ただし教育・保育の質の向上につながるもの、天災等不可抗力によるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議の上、認めるものとする。
- (6) 認定こども園整備にあたっては、事業者は誠意をもって近隣住民の住環境への適切な対策を講じ、必要に応じ説明会を開催し、理解を得、住民の安全確保等を図ること。
- (7) 開園予定日に児童の教育・保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担する。
- (8) 定めのない事項が発生した場合については、本市と事業者で協議して誠意をもって課題の解決を図ること。
- (9) 選定された事業者は、改めて設置認可申請等を行う必要がある。本選定をもって、設置認可を確約するものではない。

## 10 参考

- (1) 市内就学前教育・保育施設位置図（令和7年4月1日現在）



- (2) 第3期はびきのこども夢プラン

[https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/kodomoegao/kodomoseisaku/kosodsate\\_keikaku\\_sonota/yume\\_plan/14938.html](https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/kodomoegao/kodomoseisaku/kosodsate_keikaku_sonota/yume_plan/14938.html)

問い合わせ先

羽曳野市 こどもえがお部 こども保育課 事業推進担当

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号（本館1階）

電話 072-958-1111（内線1233・1234）

E-mail [kodomohoiku@city.habikino.lg.jp](mailto:kodomohoiku@city.habikino.lg.jp)